

○八千代市都市公園条例

昭和43年3月26日

条例第19号

改正 昭和44年10月1日条例第44号  
昭和45年7月1日条例第32号  
昭和46年4月1日条例第12号  
昭和46年7月1日条例第30号  
昭和47年4月1日条例第17号  
昭和48年9月13日条例第45号  
昭和49年10月1日条例第28号  
昭和50年4月1日条例第12号  
昭和50年10月1日条例第34号  
昭和51年3月31日条例第7号  
昭和51年7月1日条例第26号  
昭和52年4月1日条例第6号  
昭和53年6月23日条例第16号  
昭和55年3月31日条例第8号  
昭和58年3月30日条例第7号  
昭和60年3月29日条例第5号  
昭和61年3月28日条例第6号  
昭和61年9月26日条例第17号  
平成元年3月30日条例第14号  
平成3年12月25日条例第26号  
平成4年3月25日条例第7号  
平成4年9月24日条例第18号  
平成5年9月20日条例第25号  
平成8年12月25日条例第17号  
平成9年12月24日条例第33号  
平成12年3月24日条例第18号  
平成16年3月25日条例第7号  
平成17年12月22日条例第35号

平成21年12月25日条例第29号  
平成23年3月25日条例第4号  
平成24年9月28日条例第22号  
平成25年3月26日条例第6号  
平成25年12月24日条例第25号  
平成26年9月30日条例第21号  
平成28年7月1日条例第17号  
平成29年9月29日条例第20号  
平成30年3月23日条例第5号  
平成30年6月29日条例第18号  
令和元年6月28日条例第1号  
令和元年12月23日条例第25号  
令和2年6月18日条例第20号  
令和4年3月25日条例第1号  
令和4年3月25日条例第9号  
(一部未施行)

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 都市公園の設置及び管理（第2条～第10条）

第2章の2 工作物等の保管の手続等（第10条の2～第10条の6）

第3章 雑則（第11条～第15条）

第4章 罰則（第16条～第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理につき、必要な事項等を定めることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じ

て得た額（以下この条において「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

（令元条例1・追加）

## 第2章 都市公園の設置及び管理

（平25条例6・章名追加）

（都市公園の設置基準）

第2条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の3に定めるところによる。

（平25条例6・全改）

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第2条の2 市の区域内に設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

（平25条例6・追加）

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の3 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるこ

と。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園, 主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園, 主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園, 主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては, それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し, 及びその敷地面積を定めるものとする。

(平25条例6・追加)

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は, 100分の2とする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は, 同号に規定する建築物に限り, 当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は, 同号に規定する建築物に限り, 当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は, 同号に規定する建築物に限り, 当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は, 同号に規定する建築物に限り, 当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 政令第6条第6項に規定する建築物を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は, 政令第6条第6項に規定する建築物に限り, 当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として法第4条第1項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(平25条例6・追加, 平30条例5・一部改正)

(運動施設に関する制限)

第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(平30条例5・追加)

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること
- (2) 業として、写真又は映画を撮影すること
- (3) 興行を行うこと
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用すること

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

(昭51条例7・昭52条例6・平17条例35・一部改正)

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 土地の形質を変更すること
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること

- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること
- (6) 立入禁止区域に立入ること
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめておくこと
- (8) 都市公園を、その用途以外に使用すること

(昭52条例6・平17条例35・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損かきその他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第6条の2 市が管理する有料の公園施設（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1の2に掲げるとおりとする。

(昭51条例7・追加, 平17条例35・一部改正)

(指定管理者による管理)

第6条の3 次に掲げる都市公園（以下「指定管理公園」という。）の区域の全部又は一部の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- (1) 勝田台中央公園
- (2) 八千代総合運動公園
- (3) 村上緑地公園
- (4) 村上第1公園
- (5) 村上中央公園
- (6) 飯綱近隣公園
- (7) 萱田地区公園
- (8) 八千代台近隣公園
- (9) スポーツの杜公園
- (10) 黒沢池近隣公園
- (11) 北東部近隣公園

(平17条例35・追加, 平29条例20・平30条例18・一部改正)

(指定管理者の行う業務)

第6条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定管理公園の施設及び設備の提供に関する業務
- (2) 有料公園施設の使用の許可に関する業務
- (3) 指定管理公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定管理公園の管理上必要と認める業務

(平17条例35・追加, 平29条例20・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第6条の5 第6条の3の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面

(平17条例35・追加)

(指定管理者の指定)

第6条の6 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による指定管理公園の管理が市民の平等な使用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が指定管理公園の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った指定管理公園の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(平17条例35・追加, 平29条例20・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第6条の7 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理公園の管理業務の実施状況及び使用状況に関する事項
- (2) 指定管理公園の管理に係る経費の状況に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理公園の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(平17条例35・追加, 平29条例20・一部改正)

(有料公園施設の休業日)

第6条の8 有料公園施設の休業日は、別表第1の3のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開業し、又は休業することができる。

(平17条例35・追加)

(有料公園施設の供用時間)

第6条の9 有料公園施設の供用時間は、別表第1の4のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例35・追加, 平28条例17・一部改正)

(使用の許可)

第6条の10 有料公園施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により許可をする場合において、有料公園施設の管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例35・追加)

(使用の不許可)

第6条の11 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、有料公園施設の使用を許可しないことができる。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その他有料公園施設の管理上支障があるとき。

(平17条例35・追加)

(使用の許可の取消し等)

第6条の12 指定管理者は、第6条の10第1項の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可に係る使用を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により第6条の10第1項の規定による許可を受けた事実が明らかになったとき。



(3) その他有料公園施設の管理上支障があるとき。

(平17条例35・追加)

(秘密保持義務)

第6条の13 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、指定管理公園の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(平17条例35・追加，平29条例20・一部改正)

(市長による管理)

第6条の14 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第6条の3の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に指定管理公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第6条の8ただし書及び第6条の9ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の使用の許可が含まれるときに限る。）における第6条の10から第6条の12までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条の10第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第6条の10第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例21・追加，平29条例20・一部改正)

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- イ 設置の目的
- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所

- ニ 公園施設の構造
- ホ 公園施設の管理の方法
- ヘ 工事实施の方法
- ト 工事の着手及び完了の時期
- チ 都市公園の復旧方法
- リ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- イ 管理の目的
- ロ 管理の期間
- ハ 管理する公園施設
- ニ 管理の方法
- ホ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の規定により条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(平17条例35・一部改正)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第7条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(昭52条例6・追加)

(設計書等)

第8条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書・仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料等)

第9条 法第5条第1項の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けた者は、別表第

2の範囲内で市長が定める使用料を納付しなければならない。

- 2 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けた者は、別表第3に定める占用料を納付しなければならない。
- 3 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。
- 4 第6条の10第1項の規定による許可を受けた者は、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。

(昭55条例8・平17条例35・一部改正)

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号の1に該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号の1に該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(昭52条例6・一部改正)

第2章の2 工作物等の保管の手續等

(平17条例35・追加)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事

項

(平17条例35・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を市の広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例35・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例35・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第10条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に規定する工作物等の売却の手続については、規則で定める。

(平17条例35・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第10条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所

を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受け  
るべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換え  
に返還するものとする。

(平17条例35・追加)

### 第3章 雑則

(届出)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかに  
その旨を市長に届出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の  
設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜら  
れた者が命ぜられた工事を完了したとき。

(昭52条例6・平17条例35・一部改正)

(使用料等の徴収)

第12条 使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）は、公園施設の設置若しくは管  
理、都市公園の占用、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の使用の期間が3  
月を超えない場合においては、都市公園の使用又は占用（以下「使用等」という。）の許  
可の際徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、都市公園の使用等の際徴収するこ  
とができる。

2 都市公園の使用等の期間が3月を超える場合においては、次の各号に掲げる期間の区分  
により初期の分は使用等の許可の際に、次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。

- (1) 第1期 4月から6月まで
- (2) 第2期 7月から9月まで
- (3) 第3期 10月から12月まで
- (4) 第4期 1月から3月まで

3 使用料等の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用等の期間  
に1月未満の端数を生じたときは、使用料等の額は、その月の日数に応じて日割計算によ  
り算出する。

(昭52条例6・平17条例35・令2条例20・一部改正)

(使用料等の減免)

第13条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第6条の10第1項の許可（以下「既許可」という。）を受けた者の責に帰することのできない理由によって、当該既許可に係る使用等ができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(昭52条例6・平17条例35・令2条例20・一部改正)

(使用料等の不還付)

第13条の2 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用料等を納付した者の責めに帰することのできない理由によって、既許可に係る使用等ができなかったとき。
- (2) 使用料等を納付した者が既許可に係る使用等を開始する前に当該既許可の取消しを市長に申し出た場合であって、その取消しに相当の理由があると認められるとき。

(令2条例20・追加)

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第13条の3 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(昭52条例6・追加、令2条例20・旧第13条の2繰下)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第2条の4から第6条まで及び第7条から前条までの規定は、法第33条第4項の規定による公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(昭52条例6・平17条例35・平25条例6・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭55条例8・全改、平17条例35・一部改正)

#### 第4章 罰則

(罰則)

第16条 次の各号の1に該当する者に対しては、10,000円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項（第14条において、これらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

- (2) 第5条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項（第14条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第11条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる届出を怠った者

（昭52条例6・平12条例18・一部改正）

第17条 偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

（昭52条例6・平12条例18・令2条例20・一部改正）

第18条 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科する。

（昭52条例6・一部改正）

第19条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

（昭52条例6・追加，平30条例5・一部改正）

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年条例第12号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年条例第7号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年条例第16号）

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第8号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の改正規定中八千代総合運動公園の市民体育館に係る部分及び別表第5の改正規定中市民体育館に係る部分は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の改正規定中八千代総合運動公園の水泳場に係る部分及び別表第5の改正規定中八千代総合運動公園水泳場に係る部分は、昭和58年6月1日から施行する。

（八千代市営水泳プール条例の廃止）

2 八千代市営水泳プール条例（昭和43年八千代市条例第34号）は、廃止する。

附 則（昭和60年条例第5号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。



附 則（昭和61年条例第6号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第17号）

この条例は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2及び別表第5の改正規定並びに次項の規定は、同年6月1日から施行する。

（八千代市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 八千代市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年八千代市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成3年条例第26号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第7号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第18号）

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第17号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第33号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第7号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の八千代市都市公園条例の規定によりされた有料公園施設に関する処分、手続その他の行為であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の八千代市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 改正後の条例第6条の3の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、改正後の条例第6条の5及び第6条の6の規定の例により、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成21年条例第29号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の八千代市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の2勝田台中央公園の項に掲げる有料公園施設の管理に係る改正後の条例第6条の3の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条の5及び第6条の6の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第17号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第20号）

改正 平成30年6月29日条例第18号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第5の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

（平30条例18・一部改正）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の八千代市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の3の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、平成31年4月1日前においても、改正後の条例第6条の5及び第6条の6の規定の例により行うことができる。

（平30条例18・一部改正）

附 則（平成30年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第1号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第3及び別表第5の1の(1)の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料及び施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る占用料及び施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第13条の2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する使用料等について適用し、同日前に徴収した使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の八千代市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第6条の3の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第6条の5及び第6条の6の規定の例により行うことができる。

別表第1 削除

(昭52条例6)

別表第1の2(第6条の2)

(昭51条例7・追加, 昭52条例6・昭53条例16・昭55条例8・昭58条例7・昭61条例17・平元条例14・平4条例7・平5条例25・平23条例4・平24条例22・平25条例6・平28条例17・一部改正)

有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設の名称
勝田台中央公園	小体育館
八千代総合運動公園	市民体育館
	野球場
	庭球場
	多目的広場夜間照明施設
村上第1公園	庭球場
萱田地区公園	野球場
	庭球場
八千代台近隣公園	小体育館

別表第1の3（第6条の8）

（平17条例35・追加，平25条例6・平28条例17・一部改正）

施設名	休業日
市民体育館	(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは，その翌日以後の最初の休日でない日）
小体育館	
野球場	
	(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
庭球場	12月28日から翌年の1月4日までの日
多目的広場夜間照明施設	(1) 月曜日（月曜日が休日に当たるときは，その翌日以後の最初の休日でない日）
	(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

別表第1の4（第6条の9）

（平17条例35・追加，平23条例4・平25条例6・平28条例17・一部改正）

施設名	供用時間
市民体育館	午前9時から午後9時まで
小体育館	
野球場	午前9時から午後5時まで
庭球場	
多目的広場夜間照明施設	午後4時から午後9時まで

別表第2（第9条第1項）

（昭52条例6・平3条例26・平9条例33・平25条例25・令元条例1・一部改正）

区分	単位	金額	摘要
公園施設を設置する場合	1平方メートル	100円以内	
	1月		
公園施設を管理する場合	その都度市長が認定する額		

備考 使用料の額は，この表により計算した額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし，その額に10円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。

別表第3（第9条第2項）

（令元条例25・全改）

占用物件	単位	占用料（円）

道路法（昭和27年 法律第180号）第 32条第1項第1号 に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,360
	第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,020
	第1種電話柱		740
	第2種電話柱		740
	第3種電話柱		740
	その他の柱類		87
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	9
	地下に設ける電線その他の線類	につき1年	6
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	430
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	530
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	1,760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		730
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	6,800
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,740
道路法第32条第1 項第2号に掲げる 物件	外径0.07メートル未満	長さ1メートル	100
	外径0.07メートル以上0.1メー トル未満	につき1年	100
	外径0.1メートル以上0.15メー トル未満		290
	外径0.15メートル以上0.2メー トル未満		290
	外径0.2メートル以上0.3メー トル		290

	未満			
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満			510
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満			510
	外径0.7メートル以上1メートル未満			530
	外径1メートル以上			750
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方	1,740
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,440
	地下に設ける通路			3,440
	その他のもの			1,340
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	450
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	450
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400

	標識		1本につき1年	1,120
	旗ざお	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの	1本につき1日	45
			その他のもの	1本につき1月
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるものその他もの	その面積1平方メートルにつき1日	45
			その面積1平方メートルにつき1月	450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,720
			その他のもの	2,400
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方	1,740
令第7条第3号に掲げる施設			メートルにつき1年	Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき	680
令第7条第6号に掲げる仮設建築物			1月	150
前各項に該当しないその他のもの			1平方メートル又は1基につき1月	180

備考

- 第1種電柱とは，電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを，第2種電柱とは，電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを，第3種電柱とは，電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは，電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい，電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話



柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。
- 7 占用料が年額で定められているものについて、占用期間に1年未満の端数があるときは、月割りして計算する。この場合において、1月未満の端数は、1月とする。
- 8 占用期間が1月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 9 1件の占用料が100円未満であるときは、100円として計算する。

別表第4 (第9条第3項)

(昭55条例8・全改, 昭58条例7・昭61条例6・平元条例14・平3条例26・平9条例33・平25条例25・令元条例1・一部改正)

第3条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をする場合

区分		単位	金額
行商, 募金その他これらに類する行為		1平方メートル1日につき	110円
業として行う写真の撮影	常時	1月につき	3,900
	臨時	1日につき	390
業として行う映画の撮影		1時間につき	1,500
興行		1平方メートル1日につき	50
競技会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し		1平方メートル1日につき	10

備考

- 1 1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 2 使用面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 1件の使用料が100円未満であるときは、100円として計算する。
- 4 使用料の額は、この表により計算した額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第5（第9条第4項）

（昭55条例8・追加，昭58条例7・昭60条例5・平元条例14・平3条例26・平4条例7・平4条例18・平9条例33・平16条例7・平17条例35・平21条例29・平23条例4・平24条例22・平25条例6・平28条例17・平29条例20・令元条例1・令元条例25・令4条例1・一部改正）

有料公園施設使用料

1 体育館

(1) 市民体育館

使用区分		使用単位		2時間以内		午前9時から	
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午後9時まで	
専用 使用	主体 育室	アマチュア・ スポーツに使 用する場合	入場料等を徴収しない場 合	円	円	円	
				3,575	5,519	20,528	
	合	アマチュア・ スポーツ以外 に使用する場 合	入場料等を徴収する場合	10,732	16,565	61,593	
			入場料等を徴収しない場 合	営利を目的 としない場 合	10,732	16,565	61,593
				営利を目的 とする場合	53,667	82,834	308,000
			入場料等を徴収する場合	35,778	55,223	205,334	
		営利を目的 とする場合	71,556	110,445	410,667		

	小体育室・第1武道室・第2武道室	639	1,297	3,843
	第3武道室	320	649	1,922
	トレーニング・ルーム	732	1,399	4,426
個人使用	一般	2時間以内 232円		
	高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）・大学生（大学（高等専門学校及び専修学校の専門課程を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）	2時間以内 149		
	小学生（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）・中学生（中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）	2時間以内 102		
設備使用	放送設備	1回につき 1,362		
	ステージ	1回につき 1,945		

#### 備考

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 アマチュア・スポーツで入場料等を徴収しない場合及びアマチュア・スポーツ以外で入場料等を徴収せず営利を目的としない場合においては、小学生・中学生の主体育室専用使用料の額は当該区分の額に2分の1を乗じて得た額、高校生・大学生の主体育室専用使用料の額は当該区分の額に3分の2を乗じて得た額とする。
- 3 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。
- 4 主体育室の面積の3分の1、2分の1又は3分の2を使用する場合の主体育室専用使用料の額は、それぞれの場合に応じて当該区分の額に3分の1、2分の1又は3分

の2を乗じて得た額とする。

5 使用時間を超えた場合の使用料の額は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき当該区分の額の1時間相当額とする。

6 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7 小体育館、第1武道室、第2武道室、第3武道室及びトレーニング・ルームについては、アマチュア、スポーツに使用する場合で入場料等を徴収しない場合及び会議を目的として使用する場合以外は、原則として専用使用を認めない。

(2) 勝田台中央公園小体育館

使用区分				使用単位	2時間以内
専用 使用	主体 育室	アマチュア・スポーツに使用する場合			円
					676
	アマチュ ア・スポーツ 以外に使用 する場合	入場料等を徴 収しない場合	営利を目的としない場合		676
			営利を目的とする場合		10,139
	入場料等を徴 収する場合	入場料等を徴 収する場合	営利を目的としない場合		6,760
営利を目的とする場合			13,519		
第1小体育室・第2小体育室					288
個人 使用	一般				288
	高校生・大学生				186
	小学生・中学生				139

備考

1 使用単位当たりの使用料の額は、この表の2時間以内の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 アマチュア・スポーツに使用する場合及びアマチュア・スポーツ以外で入場料等を徴収せず営利を目的としない場合においては、小学生・中学生の主体育室専用使用料の額は当該区分の額に2分の1を乗じて得た額、高校生・大学生の主体育室専用使用料の額は当該区分の額に3分の2を乗じて得た額とする。

3 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。

- 4 主体育室の半面のみを使用する場合の主体育室専用使用料の額は、当該区分の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 使用時間を超えた場合の使用料の額は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき当該区分の額の1時間相当額とする。
- 6 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 7 第1小体育室及び第2小体育室については、アマチュア・スポーツに使用する場合及び会議を目的として使用する場合以外は、原則として専用使用を認めない。

(3) 八千代台近隣公園小体育館

使用区分		時間区分			午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで			
専用 使用	アリーナ	アマチュア・スポーツに使用する場合			円 676	円 973	円 1,362	円 2,723
		アマチュア・スポーツ以外に使用する 場合	入場料等を徴収しない 場合	営利を目的としない場合	676	973	1,362	2,723
	営利を目的とする場合			10,204	14,584	20,417	40,834	
	入場料等を徴収する 場合		営利を目的としない場合	6,806	9,723	13,612	27,223	
			営利を目的とする場合	13,612	19,445	27,223	54,445	
	柔道場・トレーニング室			288	389	584	1,167	
個人 使用	一般			2時間以内 195円				
	高校生・大学生			2時間以内 130				
	小学生・中学生			2時間以内 93				

備考

- 1 時間区分当たりの使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 アマチュア・スポーツに使用する場合及びアマチュア・スポーツ以外で入場料等を徴収せず営利を目的としない場合においては、小学生・中学生のアリーナ専用使用料

の額は当該区分の額に2分の1を乗じて得た額、高校生・大学生のアリーナ専用使用料の額は当該区分の額に3分の2を乗じて得た額とする。

- 3 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。
- 4 使用時間を超えた場合の使用料の額は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき当該区分の額の1時間相当額とする。
- 5 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 6 柔道場及びトレーニング室については、アマチュア・スポーツに使用する場合以外は、原則として専用使用を認めない。

## 2 野球場・庭球場

### (1) 野球場

使用区分 使用者区分	入場料等を徴収しない場合				入場料等を徴収する場合		
	2時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
一般野球チーム	円 1,454	円 2,917	円 2,917	円 5,834	円 8,750	円 8,750	円 17,500
高校生・大学生の 野球チーム	723	1,454	1,454	2,917	4,371	4,371	8,750
小学生・中学生の 野球チーム	288	584	584	1,167			
職業野球チーム		5,834	5,834	11,667	58,334	58,334	116,667

#### 備考

- 1 使用区分当たりの使用料の額は、この表に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。
- 3 使用時間を超える場合の使用料の額は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき当該区分の額の1時間相当額とする。
- 4 使用料の額の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

### (2) 庭球場

使用者区分	使用単位	金額	
		ハードコート	人工芝コート
一般	1面2時間以内	389円	741円
高校生・大学生		288	556
小学生・中学生		93	186

備考

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表のハードコートの欄及び人工芝コートの欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 多目的広場夜間照明施設

使用区分		使用単位	金額
照明灯	全灯を使用する場合	30分につき	円
			1,556
	全灯の4分の3を使用する場合		1,167
	全灯の4分の2を使用する場合		778
	全灯の4分の1を使用する場合		389

備考

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表の金額の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 本市に住所を有し、又は本市に勤務先を有する者以外の者が使用する場合の使用料の額は、当該区分の額の5割増しの額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 30分未満の端数は、30分として計算する。

[参考]

1 公園

番号	公園名	面積 (m <sup>2</sup> )	公園種類	所在地
1	八千代台第1公園	6,467	街区	八千代台北3-9-1

2	八千代台第2公園	3,270	街区	八千代台西3—8—1, —2
3	八千代台第3公園	950	街区	八千代台北1—3—1
4	八千代台第4公園	820	街区	八千代台北7—9—1
5	八千代台第5公園	440	街区	八千代台西5—9—1
6	大和田児童公園	1,761	街区	大和田250—11
7	栄町公園	3,014	街区	勝田台北1—4 (旧村上4496
8	台町公園	2,702	街区	勝田台北1—17 (旧村上4487
9	八千代台南第1公園	2,118	街区	八千代台南2—214—112
10	南ヶ丘公園	1,791	街区	八千代台南2—25—45
11	八千代台東第3公園	1,007	街区	八千代台東2—214
12	八千代台東第4公園	1,958	街区	八千代台東1—205—74
13	勝田台中央公園	17,530	近隣	勝田台3—31—1, —3
14	勝田台第2公園	4,958	街区	勝田台5—13
15	梵天塚公園	4,326	街区	勝田台5—36
16	勝田台第4公園	3,337	街区	勝田台5—27
17	勝田台第5公園	2,802	街区	勝田台2—32
18	勝田台第6公園	2,644	街区	勝田台2—9
19	勝田台第7公園	4,373	街区	勝田台7—16—1
20	萱田町公園	1,114	街区	萱田町1160—7
21	大和田第2公園	1,272	街区	大和田860—13,875—3
22	大和田第3公園	1,602	街区	大和田980—17, —24
23	米本第1公園	4,165	街区	米本2168—204
24	米本第2公園	1,723	街区	米本2332—42, 2252—90
25	米本第3公園	921	街区	米本2252—11
26	新山台児童公園	2,568	街区	村上647—3他
27	八千代総合運動公園	130,612	運動	萱田町253他
28	村上緑地公園	108,291	総合	村上901—2他, 上高野2041—7 他
29	あけぼの公園	952	街区	大和田新田59—108
30	松の木公園	801	街区	高津1010—60



31	あさひ公園	722	街区	八千代台北17—1811—16
32	わかば公園	639	街区	八千代台北17—1842—7
33	五百堂公園	935	街区	勝田台南3—17—29
34	名木児童公園	637	街区	大和田580—2
35	上高津児童公園	2,595	街区	大和田678
36	ローズ第1児童公園	2,682	街区	高津390—353,412—37
37	ローズ第2児童公園	1,186	街区	高津390—137
38	ひまわり児童公園	553	街区	勝田台南2—841—53
39	村上第1公園	19,729	近隣	村上1055—5, 1031—2,881—15
40	黒沢台第1公園	9,404	街区	村上1933—71他, 上高野1193—4他
41	黒沢台第2公園	3,613	街区	村上1891—123, —110
42	やまぶき公園	421	街区	大和田新田469—113
43	さつき公園	2,914	街区	大和田新田469—444
44	すみれ公園	478	街区	大和田新田469—418他
45	細田台児童公園	526	街区	上高野1536—43
46	大野台公園	778	街区	上高野1347—52
47	ひばり児童公園	277	街区	高津408—12
48	むつみ台児童公園	148	街区	桑橋939—15
49	つばき公園	810	街区	萱田町542—49
50	飯盛台児童公園	308	街区	大和田新田252—5
51	うぐいす児童公園	323	街区	大和田新田1054—6
52	カナリヤ児童公園	408	街区	大和田新田746—16
53	なかよし公園	468	街区	大和田477—9
54	めじろ児童公園	820	街区	大和田新田763—22
55	庚塚児童公園	314	街区	大和田新田353—64
56	けやき児童公園	308	街区	大和田新田156—19
57	一本松児童公園	720	街区	大和田新田423—72,423—52
58	つつじヶ丘児童公園	549	街区	村上1735—49, 1941—24
59	八千代台東第5公園	216	街区	八千代台東5—292—24

60	中畑公園	285	街区	大和田165—5
61	東山公園	185	街区	上高野1332—13
62	クスノキ公園	251	街区	大和田新田124—16
63	ヤマバト児童公園	280	街区	大和田新田455—49
64	新東原児童公園	165	街区	勝田1247—8
65	高津東第3公園	698	街区	高津東2—10
66	村上中央公園	12,785	近隣	村上1114—4, 1672—13他
67	みすみ公園	1,610	街区	大和田新田1019—126
68	まどか公園	3,246	街区	大和田新田1111—39,960—14
69	八千代台第6公園	334	街区	八千代台南3—59—24
70	まてばし児童公園	480	街区	大和田新田481—49
71	向山公園	335	街区	大和田新田460—128
72	向山第2公園	388	街区	大和田新田481—114
73	新木戸前児童公園	462	街区	大和田新田78—55
74	村上神明公園	16,908	近隣	村上1638—1他
75	八千代台第7公園	278	街区	八千代台南3—1—42
76	ことぶき公園	340	街区	大和田新田47—35, 15—20, — 21
77	飯綱近隣公園	16,000	近隣	ゆりのき台8—10
78	萱田地区公園	43,758	地区	ゆりのき台3—8—1他
79	太郎右衛門野公園	1,032	街区	大和田新田452—1他
80	黒沢池上公園	415	街区	村上2095—100
81	中畑第2公園	250	街区	大和田165—56
82	稻荷前公園	207	街区	上高野1161—45
83	一本松前公園	350	街区	大和田新田158—36
84	五百堂台公園	387	街区	勝田台南3—3417—33
85	萱田第1号公園	2,500	街区	ゆりのき台7—16
86	萱田第2号公園	2,500	街区	ゆりのき台5—22
87	萱田第4号公園	2,500	街区	ゆりのき台6—11
88	源山公園	158	街区	大和田67—19

89	黒沢池上第2公園	442	街区	村上2019—3
90	飯盛台第2公園	826	街区	大和田新田201—15
91	八千代台近隣公園	20,000	近隣	八千代台東3—1937—1他
92	一本松前第2公園	150	街区	大和田新田158—62
93	上ノ山公園	325	街区	萱田893—4
94	高津念田公園	796	街区	高津934—20
95	曾我野公園	290	街区	八千代台北10—359—73
96	長兵衛野公園	242	街区	大和田新田758—50
97	八千代台西10丁目公園	206	街区	八千代台西10—826—13
98	沖塚前公園	338	街区	村上2285—20
99	桑納川公園	12,677	近隣	麦丸1904他
100	西山児童公園	1,138	街区	村上881—49他
101	新木戸児童公園	1,262	街区	大和田新田1054—212
102	佐山児童公園	2,745	街区	大学町2—196—151
103	八千代台南3丁目児童公園	1,090	街区	八千代台南3—37—6
104	黒沢池上第3公園	843	街区	村上2095—175他
105	萱田第3号公園	2,500	街区	ゆりのき台3—6
106	萱田第5号公園	4,000	街区	ゆりのき台4—3
107	庚塚第2児童公園	485	街区	大和田新田402—40
108	大野台第2児童公園	1,943	街区	上高野1289—95
109	曾我野第2公園	426	街区	八千代台北10—360—37, —39
110	光の杜公園	1,999	街区	緑が丘1—24
111	季節の杜公園	3,678	街区	緑が丘5—16
112	スポーツの杜公園	10,847	近隣	緑が丘4—9
113	高津東第2公園	1,623	街区	高津東4—7—17
114	東高津公園	448	街区	高津1156—43他
115	陽ざしの杜公園	2,499	街区	緑が丘2—10
116	稲荷前第2公園	742	街区	上高野1181—9
117	大東公園	198	街区	八千代台南2—1—18
118	高津北田公園	1,207	街区	大和田新田185—4他

119	大野台第3公園	163	街区	上高野1332—54
120	大野芝山公園	315	街区	上高野1338—46
121	庚塚第3公園	347	街区	大和田新田355—96
122	勝田台南2丁目公園	199	街区	勝田台2—20—8
123	萱田森の街公園	1,782	街区	萱田町742—2
124	八千代台西9丁目公園	728	街区	八千代台西9—489—4, —6, —12
125	八千代台東6丁目公園	493	街区	八千代台東6—296—15
126	向山第3公園	2,070	街区	大和田新田468—6
127	ハミング通り公園	513	街区	萱田1609—4
128	仲木戸前公園	323	街区	緑が丘西2—201
129	黒沢池上二段公園	267	街区	村上2097—3, 10, 11, 12, 13
130	さくら八幡公園	596	街区	大和田新田1068—4
131	新木戸八幡公園	186	街区	大和田新田1038—4
132	長兵衛野第2公園	1,878	街区	大和田新田747—2
133	庚塚第4公園	512	街区	大和田新田409—21
134	八千代台北13丁目公園	383	街区	八千代台北13—1528—35
135	八千代台北10丁目公園	279	街区	八千代台北10—386—35
136	向山第5公園	504	街区	大和田新田456—141
137	貞光寺野公園	315	街区	大和田新田937—44他
138	大野台第4公園	171	街区	上高野1305—21
139	貞光寺野薫の街公園	1,638	街区	大和田新田911—10, —29
140	萱田下ノ庭公園	656	街区	萱田1058—4他
141	熱田ヶ池公園	28,342	近隣	大学町5—1858—4他
142	新林公園	225	街区	上高野1201—41
143	ハミング通り2号公園	594	街区	萱田1607—2
144	上ノ山第2公園	321	街区	萱田町893—70
145	緑が丘南公園	698	街区	大和田新田946—1他
146	新林第2公園	299	街区	上高野1201—47他
147	緑が丘北公園	1,109	街区	吉橋1057—24, —25

148	川崎山公園	432	街区	萱田町738—5
149	稲荷前第3公園	315	街区	上高野1130—25
150	米本松輪公園	310	街区	米本2266—30
151	川崎山第2公園	450	街区	萱田町743—4
152	八幡後公園	300	街区	大和田新田1097—166
153	上谷津台公園	324	街区	上高野1056—34
154	八千代天谷公園	656	街区	大和田新田564—11
155	大東第2公園	189	街区	八千代台南2—1—67
156	太郎右衛門野第2公園	302	街区	大和田新田456—149, —150
157	二重掘公園	369	街区	上高野1241—43
158	もえぎ野公園	4,596	街区	保品1915—22
159	ふれあい公園	903	街区	保品1915—50
160	いこい公園	1,200	街区	保品1915—299
161	高津東第1公園	5,999	街区	高津東3—6—2
162	やすらぎ公園	3,684	街区	神野1119—55
163	かたらい公園	4,038	街区	神野1151—19
164	長兵衛野第3公園	355	街区	大和田新田761—11
165	長兵衛野第4公園	441	街区	大和田新田765—62
166	向山第6公園	586	街区	大和田新田477—221
167	八千代台北11丁目公園	301	街区	八千代台北11—308—15
168	新東原第2公園	389	街区	勝田1282—23
169	ティアラ一本松前公園	900	街区	大和田新田127—113
170	八幡後第2公園	300	街区	大和田新田1088—36
171	ロイヤルガーデン島田台公園	300	街区	島田台1296—118
172	八幡後第3公園	369	街区	大和田新田1082—34
173	エキシービレッジ細田台公園	1,404	街区	上高野1540—19
174	辺田前4号公園	594	街区	村上南5—7—6
175	辺田前5号公園	2,612	街区	村上南4—22—1

176	辺田前2号公園	3,500	街区	村上南3—9—2
177	辺田前3号公園	1,584	街区	村上南1—15—2
178	新東原第3公園	301	街区	勝田1291—1
179	ティアラー本松前第2公園	450	街区	大和田新田127—177
180	上谷津台木立ちの路公園	387	街区	上高野1097—62
181	ヲサル山公園	700	街区	大和田新田587—103
182	イーストヒルズ大野公園	369	街区	上高野1312—48
183	中台公園	475	街区	萱田2264—50
184	八幡藪公園	300	街区	大和田新田1035—7
185	上ノ山第3公園	383	街区	萱田町885—38, 39,891—3
186	八千代台南2丁目公園	300	街区	八千代台南2丁目30
187	黒沢池近隣公園	13,102	近隣	村上南5—20—1他
188	麦丸公園	300	街区	麦丸1396番40
189	細田台第2公園	304	街区	上高野1541—17, 19
190	ライノ作公園	518	街区	大和田新田911—31
191	八幡後第4公園	300	街区	大和田新田1089—43
192	新東原第4公園	730	街区	勝田1290—2, 15
193	麦丸台公園	369	街区	大和田新田660—85
194	中台第2公園	300	街区	萱田2264—84, 萱田町792—6
195	八千代台南1丁目公園	199	街区	八千代台南1—142—92
196	八幡後第5公園	779	街区	大和田新田1082—92
197	新東原第5公園	470	街区	勝田1272—45
198	上谷津台第2公園	440	街区	上高野1046—47
199	新木戸前第2公園	200	街区	大和田新田121—10
200	エキシービレッジ上谷津台公園	499	街区	上高野1067—76
201	吉橋公園	487	街区	吉橋1058—53
202	新木戸前第3公園	300	街区	大和田新田40—42
203	太郎右衛門野第3公園	288	街区	大和田新田414—5
204	北東児童遊園	198	街区	八千代台北15—1557—59

205	八千代台北第1児童遊園	452	街区	八千代台北4-4-1
206	愛宕みどり児童遊園	511	街区	八千代台西10-779-23
207	愛宕自治会児童遊園	520	街区	八千代台西10-839-42
208	坊山団地児童遊園	912	街区	大和田新田514-74
209	富士会子供の遊場	190	街区	大和田新田39-9
210	村上干場子供の遊場	845	街区	下市場2-4470-2, -5, -6
211	八千代台西8丁目第1児童遊園	894	街区	八千代台西8-525-87
212	八千代台西8丁目第2児童遊園	505	街区	八千代台西8-524-12
213	八千代台西7丁目児童遊園	83	街区	八千代台西7-2-49
214	八千代台北8丁目児童遊園	105	街区	八千代台北8-770-11
215	八千代台東4丁目児童遊園	196	街区	八千代台東4-266-119,311-6
216	八千代台北13丁目児童遊園	120	街区	八千代台北13-1526-11
217	八千代台北15丁目第2児童遊園	268	街区	八千代台北15-1587-44
218	八千代台東5丁目第1児童遊園	243	街区	八千代台東5-1550-3
219	八千代台北15丁目第1児童遊園	103	街区	八千代台北15-1557-7
220	高津アサヒ児童遊園	374	街区	高津850-74
221	寿第1児童遊園	333	街区	大和田新田48-42
222	大和田新田第1児童遊園	204	街区	大和田新田1074-27
223	大和田新田第2児童遊園	101	街区	大和田新田451-15, -27
224	村上五百堂児童遊園	452	街区	勝田台南3-3364-25, 3-3380-27
225	白ゆり児童遊園	264	街区	上高野1148-2, 1147-2他
226	上高野第8児童遊園	270	街区	上高野1325-20
227	池の谷津児童遊園	306	街区	萱田町681-28
228	池の谷津第2児童遊園	343	街区	萱田町681-30

229	下市場児童遊園	1,465	街区	下市場1—92
230	東町子供の遊場	668	街区	八千代台東1—212—73
231	八千代台西8丁目第3児童遊園	181	街区	八千代台西8—524—3
232	保品児童遊園	198	街区	保品970—2
233	上高野第7児童遊園	252	街区	上高野1344—3
234	八千代台東5丁目第2児童遊園	116	街区	八千代台東5—1536—16
235	八千代台東5丁目第3児童遊園	236	街区	八千代台東5—1537—57
236	黒沢児童遊園	361	街区	村上2095—49
237	やまびこ児童遊園	75	街区	八千代台北10—363—123
238	勝田台6丁目児童遊園	830	街区	勝田台6—28—2
239	八千代台西8丁目第4児童遊園	313	街区	八千代台西8—441—27
240	八千代台北第2児童遊園	489	街区	八千代台北4—3—1
241	向山児童遊園	317	街区	大和田新田507—30
242	源山児童遊園	91	街区	大和田13—4, —8
243	むつみ台児童遊園	255	街区	桑橋939—16
244	向山第7公園	164	街区	大和田新田499—50
245	向山第8公園	286	街区	大和田新田499—51
246	長兵衛野第5公園	485	街区	大和田新田785—47
247	飯盛台第3公園	2,073	街区	大和田新田277—175
248	八幡後第6公園	203	街区	大和田新田1095—26
249	八幡後第7公園	332	街区	大和田新田1095—61
250	エキシービレッジ上谷津台第2公園	263	街区	上高野1067—60, —95 1072—24
251	大和田第4公園	391	街区	大和田283—29
252	大和田南第1公園	999	街区	大和田304—1
253	大和田南第2公園	587	街区	大和田300—1



254	島田台公園	387	街区	島田台741—12ほか
255	吉橋第2公園	1,255	街区	吉橋1083—7
256	池ノ台公園	306	街区	萱田池ノ台2239—12, —16
257	長兵衛野第6公園	321	街区	大和田新田784—30
258	3号街区公園	1,332	街区	緑が丘西5—210
259	平作公園	351	街区	大和田新田805—3
260	逆水公園	214	街区	米本字逆水1217—25
261	2号街区公園	1,857	街区	緑が丘西7—212
262	フサル山第2公園	313	街区	大和田新田593—21
263	北東部近隣公園	17,104	近隣	緑が丘西7—213
264	島田台第2公園	498	街区	島田台741—90
265	宮ノ前公園	215	街区	高津340—62
266	四季野第一公園	300	街区	八千代台西4丁目139番68
267	四季野第二公園	188	街区	八千代台西4丁目139番69
268	むつみ台第2公園	259	街区	桑橋941—3
269	太郎右衛門野第4公園	252	街区	大和田新田452番111
270	1号街区公園	2,518	街区	緑が丘西8—214
271	4号街区公園	1,990	街区	緑が丘西5—209
272	5号街区公園	1,550	街区	緑が丘西4—208
273	6号街区公園	2,385	街区	緑が丘西2—205
274	西部近隣公園	20,000	近隣	緑が丘西5—211
275	南部近隣公園	16,336	近隣	緑が丘西2—202外
276	八幡藪第2公園	347	街区	大和田新田1051番3外
277	リーズン緑が丘公園	401	街区	大和田新田438番6
278	島田台第3公園	302	街区	島田台741番100
279	吉橋第3公園	499	街区	吉橋1054—7他
280	八千代台北こどもの丘ひろ ば公園	513	街区	八千代台北8—372—15
281	島田台第4公園	299	街区	島田台741—14他
282	八千代台北11丁目第2公園	1,482	街区	八千代台北11—308—105他

283	八千代台北11丁目第3公園	970	街区	八千代台北11—308—185他
284	麦丸第2公園	646	街区	麦丸1395—33
285	向山第9公園	274	街区	大和田新田474—3
286	吉橋第4公園	233	街区	吉橋1058—93
287	麦丸台第2公園	261	街区	大和田新田668番2
288	八千代台北11丁目第4公園	409	街区	八千代台北11丁目308番65他
289	大山公園	537	街区	上高野441番37
290	保品近隣公園	20,415	近隣	保品1772—19
291	八千代台南2丁目第2公園	391	街区	八千代台南2丁目14—14

## 2 緑地

番号	公園名	面積 (m <sup>2</sup> )	公園種類	所在地
1	八千代台東子供の森	5,406	都市緑地	八千代台東4—268—1
2	八千代台北緑地	419	緑地	八千代台北4—3—1
3	勝田台1丁目緑地	1,107	都市緑地	勝田台1—44—4, 45—8, 46—3
4	ローズ第1緑地	528	都市緑地	高津390—275
5	ローズ第2緑地	241	緑地	高津390—299
6	ローズ第3緑地	253	緑地	高津390—292
7	ローズ第4緑地	66	緑地	高津412—20
8	勝田台2丁目緑地	1,397	都市緑地	勝田台2—19—8
9	向山緑地	171	緑地	大和田新田507—47
10	黒沢台第1緑地	1,002	都市緑地	村上1891—97
11	黒沢台第3緑地	146	緑地	村上1946—92
12	大野台緑地	543	都市緑地	上高野1347—43
13	フレッシュタウン第1緑地	2,114	都市緑地	大和田新田417—2, 萱田町540—2
14	フレッシュタウン第2緑地	573	都市緑地	萱田町542—59
15	つつじが丘緑地	285	緑地	村上1735—99, 1941—2
16	仲ノ台緑地	2,613	都市緑地	大和田新田1113—2
17	仲ノ台第2緑地	1,677	都市緑地	大和田新田1111—40
18	貞光寺野緑地	127	緑地	大和田新田960—16

19	八幡藪第1緑地	551	都市緑地	大和田新田1019—49
20	大山緑地	350	緑地	上高野457—18
21	黒沢池上緑地	154	緑地	村上2038—12, 上高野1193—10
22	八千代台北子供の森	26,702	都市緑地	八千代台北13—1517—1他
23	村上団地緑地	8,351	都市緑地	村上1643—42
24	八千代台西市民の森	18,415	都市緑地	八千代台西9—138—1他
25	八千代台北市民の森	15,041	都市緑地	八千代台北15—1583—2他
26	黒沢池市民の森	14,844	都市緑地	村上2091—1他
27	高津小鳥の森	21,660	都市緑地	大和田新田109—1他
28	勝田市民の森	14,368	都市緑地	勝田台南2—835—1他
29	村上第1緑地	17,086	都市緑地	村上1136—5他
30	村上第2緑地	2,775	都市緑地	村上1157—21他
31	八勝園市民の森	4,211	都市緑地	勝田台南2—943
32	萱田第1緑地	5,709	都市緑地	ゆりのき台1—9
33	萱田第2緑地	2,129	都市緑地	ゆりのき台4—2
34	萱田第3緑地	1,046	都市緑地	ゆりのき台4—25
35	萱田第4緑地	400	緑地	ゆりのき台6—14
36	萱田第5緑地	569	都市緑地	ゆりのき台2—18
37	萱田第6緑地	886	都市緑地	ゆりのき台7—10
38	萱田第7緑地	700	都市緑地	ゆりのき台3—13
39	黒沢池周辺緑地	7,360	都市緑地	村上2038—12他
40	松風緑地	2,877	都市緑地	緑が丘5—502他
41	緑が丘緑地	1,929	都市緑地	緑が丘1—129他
42	佐山緑地	16,334	都市緑地	大学町5—974—13他
43	花輪1号緑地	870	都市緑地	緑が丘1—124
44	佐山第2緑地	6,205	都市緑地	大学町5—964—102他
45	中央緑地	6,303	都市緑地	保品1915—118他
46	中台谷緑地	7,892	都市緑地	保品1915—298他
47	谷津台緑地	12,342	都市緑地	神野1076—86
48	向境緑地—1	3,124	都市緑地	神野1119—1他

49	向境緑地—2	3,902	都市緑地	神野1149—8
50	八幡後緑地	61	緑地	大和田新田1092—85
51	2号緑地	4,136	都市緑地	緑が丘西3—207
52	3号緑地	6,107	都市緑地	緑が丘西3—206
53	4号緑地	2,299	都市緑地	緑が丘西2—204
54	向境緑地—3	286	緑地	神野1151—32他
55	栗谷緑地—1	4,316	都市緑地	保品2020—13他
56	栗谷緑地—2	330	緑地	保品2020—17
57	上谷緑地	14,835	都市緑地	保品1737—8他